

東京理科大学 研究推進機構 総合研究院
共同利用・共同研究拠点
利用約款

第1条(目的)

この約款は、東京理科大学(以下、「本学」という) 研究推進機構 総合研究院 共同利用・共同研究拠点(以下、「本拠点」という。)が文部科学省の「共同利用・共同研究拠点 (Joint Usage / Research Center)」の認定を受けて実施する「共同利用・共同研究」(以下、「本事業」という。)に参加し、本拠点の施設・設備を利用して別途提出済みの共同利用・共同研究申請書に記載の課題(以下、「本申請課題」という)、を執行する者(以下、「実施者」という。)が守るべき事項を定め、もって本事業の円滑な運用とその成果の確保を図ることを目的とする。

第2条(基本方針)

1. 本事業の趣旨にかんがみ、本申請課題は平和目的に限定される。
2. 実施者は、本学が定める本拠点の規則及び関連諸規程を遵守して、本申請課題に関する試験、実験等(以下、「利用実験等」という)を安全且つ的確に実施しなければならない。又、実施者は本学が適宜指示する安全及び管理のための事項に従うものとする。
3. 研究代表者は実施者が複数機関に所属する場合、全ての実施者が本利用約款を遵守するために所要の措置を講ずるものとする。

第3条(施設・設備等の点検)

1. 実施者は、利用実験等の開始前に実験場所等の機能及び整備状況について本学の定めるところにより点検を行い、異常があれば直ちに本拠点に連絡するものとする。
2. 実施者は、利用実験等の終了時に実験場所等を原状に回復し、本拠点の点検を受けるものとする。尚、点検結果を基に本拠点から原状回復等の指示がある場合は、実施者はその指示に従い所要の措置を講じるものとする。

第4条(施設・設備等の使用)

1. 実施者は、本申請課題の範囲内に限り、本拠点及びそれに付属する施設・設備並びに物品等を利用するものとする。
2. 実施者が、本拠点及びそれに付属する施設・設備並びに物品等を利用実験等に使用するにあたっては、本拠点の指示に従うものとする。
3. 大学院生が実施者となる場合には、「学生教育研究災害傷害保険」と同等以上の災害傷害保険に加入するものとする。尚、大学院生が、利用実験等の実施する場合には、大学院生の所属機関の助教以上の教員が立ち会い、その指導・監督のもとで利用実験等を実施するものとする。

第5条(物品、薬品の持ち込み等)

1. 実施者は、利用実験等に使用する物品、薬品等を持ち込む場合には、本学の定める手続に従

って行い、又、その保管・管理は本学の指示するところ従い自己の責任において行うものとする。
万一、実施者が持ち込んだ物品、薬品等に起因して、本拠点やその要員等に何らかの損害が生じた場合には、実施者は自己の責任と費用にて回復し又その損害を賠償するものとする。

2. 実施者は、前項に従い本学に持ち込んだ物品、薬品等を利用実験等終了後に全て自己の責任と費用をもって回収するものとする。

第6条(利用実験等の経費)

1. 利用実験等に伴い実施者に発生する経費を公募審査結果の通知に記載された予算額を上限として、別途定める手続きにより本学が実施者に対し負担する。
2. 実施者が利用実験等を行うに際し、本拠点の施設・設備等に何等かの改良や設備の付加を要する場合には、実施者は本学の事前同意を得た上で、これを行うものとする。

第7条(利用成果の報告)

1. 実施者は、利用実験等の終了後その成果を本学が定める書式に従い研究成果概要報告書にまとめ、速やかに本拠点に提出するものとし、本学は、提出された研究成果概要報告書を本事業の成果という視点等から評価し、その結果を実施者に報告するものとする。
2. 実施者は前項の外、本学の要求がある場合には、本申請課題の実施状況、本申請課題の実施終了後の状況等について書面をもって報告するものとする。
3. 本学は前2項に基づき実施者から受けた報告内容を文部科学省の要求に従い報告することができるものとする。又実施者は文部科学省がかかる報告内容を公表することに異議を留めないものとする。

第8条(利用成果の公表等)

1. 研究成果概要報告書の内容は本学の定めるところに従い本学及び実施者により公表されることを原則とする。
2. 前項に定めるところにより、研究成果概要報告書の内容を公表するに際しては本事業の成果であることを本学が定める表記により表示するものとする。
3. 実施者が公表した場合には、直ちにその資料1部を本拠点に提出するものとする。

第9条(知的財産)

1. 実施者が、本申請課題の実施により発明等をなした場合もしくは研究成果により利益等が生じる場合には、速やかにその旨を本学に通知しなければならない。
2. 当該発明等並びに利益等の扱いは別途本学と実施者間で協議の上定められる。

第10条(事故等)

1. 本申請課題を実施の際に事故及び災害が生じた場合には、実施者は本学の定めるところに従い直ちに本拠点に連絡するものとする。
2. 本申請課題を実施の際に生じた事故及び災害については実施者の責任と負担において迅速に対処し解決しなければならない。但し、当該事故及び災害が専ら本学の過失又は故意による

場合はその限りではない。

第11条(使用の停止等)

実施者が本約款に規定する事項を遵守しなかった場合や実施者が本拠点に提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合又は実施者により本拠点の運営に支障をきたす事態が生じた場合は、本学は実施者による使用の停止等の措置をとることができるものとする。

第12条(賠償)

実施者が故意又は過失によって本拠点の施設、設備並びに物品等に滅失・毀損等の損害を与えた場合には、実施者はその賠償に応じなければならない。

第13条(秘密保持)

1. 第7条と第8条の規定をふまえ、本学及び実施者は本申請課題の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た技術上及びび営業上の情報で、秘密である旨が明示・表示されている情報について、相手方の了解なしに第三者に漏らしてはならない。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - (1) 開示時点若しくは知り得た時点において、既に公知の情報。
 - (2) 開示時点若しくは知り得た時点において、既に自らが保有していたことを証明できる情報。
 - (3) 開示時点若しくは知り得た時点以降、自己の責めによらず公知となった情報。
 - (4) 開示時点若しくは知り得た時点以降、正当な権限を有する第三者から正当に入手したことを証明できる情報。
 - (5) 当該情報なしに独自に創製・開発したことを証明できる情報。

第14条(変更)

実施者は、本事業が文部科学省から「共同利用・共同研究拠点」の認定を受けて実施する事業であることに鑑み、予め以下の点について同意する。

- (1) 「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」等の関連規則が文部科学省により変更された場合には、当該変更に応じて本事業の内容・本約款の内容及び本申請課題の内容も変更されること。
- (2) 実施者は、前号の変更に伴い損害が生じた場合にも、本学に対し何等の請求を行わないこと。

第15条(誠実協議)

本約款に定めない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合には、本学と実施者は誠実に協議の上円満解決に努める。

以上

附則1

この利用約款は、平成28年1月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(様式1)
年 月 日

共同利用・共同研究実施承諾書

東京理科大学 研究推進機構 総合研究院
光触媒研究推進拠点長殿

住 所
所属機関名
所属機関長 印

年 月 日付採択された共同利用・共同研究について、
「東京理科大学 研究推進機構 総合研究院共同利用・共同研究拠点利用約款」を遵守し、
責任をもって実施することを承諾します。

1. 研究代表者・共同研究者

フリガナ 氏 名	所 属	職

2. 研究題目

3. 研究期間 自 年 月 日 至 年 月 日

4. 東京理科大学受入担当責任者

所 属	職	氏 名
東京理科大学		

以上